

第 4 期健康かいつか 21 策定について

1. 経過

国は令和 6 年 4 月「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の全部改正を施行し、令和 6 年度から 17 年度の 12 年間を計画期間とする「第 3 次健康日本 21」を策定しました。また、都道府県は国の基本方針を受け、健康増進法第 7 条の規定に基づき健康増進計画を見直すことが求められ、大阪府は令和 6 年 3 月に「大阪府第 4 次健康増進計画」及び「大阪府第 4 次食育推進計画」を策定しています。

本市においては、令和元年度から令和 5 年度までの 5 か年を計画期間とした「第 3 期健康かいつか 21」の後継計画として、令和 5 年度に次期計画を策定し令和 6 年度から施行する予定でしたが、本計画は府の基本指針を踏まえる必要があること、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により策定のための十分な期間確保が困難であったことから、現行の計画期間を 2 年延長しています（令和 7 年度まで）。

2. 計画策定の目的等

「第 4 期健康かいつか 21」は、市民の健康増進に向けた総合的な施策を展開するため、「第 3 期健康かいつか 21」と同様「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」の 3 計画を一体的に策定します。計画期間は、令和 8 年度から 17 年度までの 10 年間とします。

なお、「自殺対策計画」の計画期間が 5 年であることを考慮し、本計画は、令和 12 年を目途に中間評価を実施します。

3. 今後のスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和 6 年度	年度内	アンケート発送 アンケート集約、分析 素案作成
令和 7 年度	4 月	第 2 回 貝塚市健康かいつか 21 計画策定委員会
	6 月	市民意見交換会実施 パブリックコメント実施
	8 月	第 3 回 貝塚市健康かいつか 21 計画策定委員会
	10 月	第 4 回 貝塚市健康かいつか 21 計画策定委員会（予備）
	12 月	議会報告

『第4次大阪府健康増進計画』の概要

1. 第4次健康増進計画 基本的事項【第1章・第2章】

- 計画策定の趣旨・背景：社会情勢の変化等を踏まえつつ、府民の健康寿命の延伸の実現に向けて、府民の健康状況と課題を把握し、その解決を図るための取組みを、社会全体で総合的かつ計画的に推進する
- 計画の位置付け：健康増進法第8条第1項の規定に基づく都道府県計画、大阪府健康づくり推進条例第4条第1項に基づく府の責務（当計画において目標設定、施策の総合的な策定及び実施）
- 計画の期間：令和6（2024）年度～令和17（2035）年度（12年間）
- 第3次計画の評価：府民の健康指標 ⇒ 「目標値に達した」3項目/「改善傾向」2項目/「悪化した」3項目
行政等が取り組む数値目標 ⇒ 「目標値に達した」9項目/「改善傾向」18項目/「変わらない」3項目/「悪化した」8項目

2. 府民の健康をめぐる状況【第3章】

- 「健康寿命」は延伸しているが、全国を下回っており、H28と比較して全国との差が拡大（男性71.88歳、女性74.78歳）
- 「市町村間の健康格差」は拡大しており、底上げを図る取組みが必要（男性5.9歳、女性5.3歳）
- 「主要な死因」はがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が約5割
- 「介護の主な原因」は男性：脳血管疾患等の生活習慣病 40.9%、女性：高齢による衰弱・関節疾患・骨折・転倒 46.1%
- 「特定健診受診率（府53.1%、全国56.5%）」、「特定保健指導実施率（府22.1%、全国24.6%）」ともに全国を下回っている

3. 基本的な考え方【第4章】・取組みと目標【第5章】・推進体制【第6章】

《基本理念》 全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会
～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～

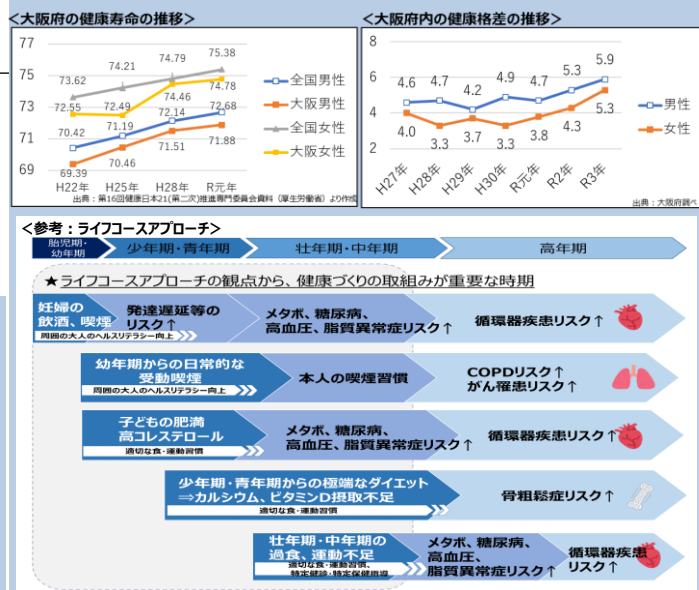
- 《基本目標》 ■健康寿命の延伸：3歳以上延伸
■健康格差の縮小：日常生活動作が自立している期間の平均において
上位4分の1の市町村の平均の増加分を上回る
下位4分の1の市町村の平均の増加

- 《基本方針》（1）生活習慣病の発症予防（2）生活習慣病の早期発見・重症化予防
（3）生活機能の維持・向上（4）府民の健康づくりを支える社会環境整備
（5）ライフコースアプローチ

●ライフコースアプローチ

人生100年時代が本格的に到来するにあたり、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

- 生活習慣の改善が将来的な生活習慣病の罹患リスク低減につながることから、それを踏まえた取組みを推進
- ワクチン接種により、将来感染症にかかったとしても重症化を防げる場合があることから、ワクチンに関する正しい知識の普及及び接種勧奨を推進（HPVワクチン等）
- 女性ホルモンの増減により特有の健康課題が生じる可能性があることから、女性に関する健康づくりの取組みを推進



具体的取組み

行政等が取り組む主な数値目標

現状値

2035年度目標

具体的取組み		行政等が取り組む主な数値目標	現状値	2035年度目標
生活習慣病の発症予防	(1)栄養・食生活 ▼企業や大学等との連携による食生活の改善 ▼「食育」など食生活の改善に向けた普及啓発 等	バランスのとれた食生活を実践する府民の割合の増加	49.6%（R4）	60%以上
	(2)身体活動・運動 ▼学校や大学、地域における運動・体力づくり ▼民間企業等と連携した普及啓発	運動習慣のある者の割合の増加	36.2%（R4）	40%
	(3)休養・睡眠 ▼休養・睡眠の充実	睡眠時間が十分に確保できている者の増加	55.5%（R4）	60%
	(4)飲酒 ▼生活習慣病のリスクを高める飲酒の減少 ▼飲酒と健康に関する啓発・相談	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少	（男性）13.6%（R4） （女性）9.6%（R4）	（男性）13.0% （女性）6.4%
	(5)喫煙 ▼喫煙率の減少 ▼望まない受動喫煙の防止	20歳以上の者の喫煙率の減少	（男性）24.3%（R4） （女性）8.6%（R4）	（男性）15.0% （女性）5.0%
	(6)歯と口の健康 ▼歯みがき習慣の促進 ▼歯と口の健康に係る普及啓発	過去1年に歯科健診を受診した者の割合の増加	65.3%（R4）	95%以上
生活習慣病の早期発見・重症化予防	(1)けんしん（健診・がん検診） ▼けんしん受診率向上に向けた取組み ▼ライフステージや性差に応じた普及啓発 等	特定健診の受診率の向上	53.1%（R3）	70%以上
	(2)重症化予防 ▼特定保健指導の促進 ▼医療データを活用した受診促進策の推進 ▼糖尿病の重症化予防 等	特定保健指導の実施率の向上	22.1%（R3）	45%以上
生活機能の維持・向上	(1)ロコモ・フレイル、骨粗鬆症 ▼認知度向上のための普及啓発 ▼身体機能低下の予防促進	ロコモティブシンドロームの減少（65歳以上）	238人（R4） <人口千対>	210人 <人口千対>
	(2)メンタルヘルス ▼職域等におけるこころの健康サポート ▼地域におけるこころの健康づくり ▼相談支援の実施	気分障害がい・不安障害がいに対応する心理的苦痛を感じている者の割合の減少	10.7%（R4）	9.4%
府民の健康づくりを支える社会環境整備	(1)ヘルスリテラシー、健康づくりの気運醸成 ▼『健活10』の推進 ▼万博のインパクトを活かした取組み 等	ヘルスリテラシーの向上	3.45（R5）	増加
	(2)ICT（PHR等）を活用した健康づくりの推進 ▼デジタルデータ・技術の活用	アプリを利用して自身の生活習慣や健康の記録を把握している人の割合の増加	25.4%（R4）	40%
	(3)地域・職域等における社会環境整備 ▼自然に健康になれる環境づくり ▼府民と社会とのつながりを重視した環境整備 等	社会活動を行っている者の割合の増加	76.5%（R4）	80%

《推進体制》 実効性を持った計画の推進に向けて、「健活おおさか推進府民会議」が中心となり、多様な主体が適切な役割分担のもと、積極的に連携・協働しながら、「オール大阪体制」で取り組む

第1章 第4次計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

府民が生涯を通じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、府民の食生活における課題を把握し、その解決を図るための取組みを総合的かつ計画的に推進するために策定

2 計画の位置づけ

- ・食育基本法第17条に基づく都道府県計画
- ・大阪府健康づくり推進条例（H30.10）
- ・府関連計画との整合
 - 医療計画、健康増進計画、歯科口腔保健計画（R6.3）
 - 教育振興基本計画（R5.3）食の安全安心推進計画（R5.3）
 - 循環型社会推進計画（R3.3）食品ロス削減推進計画（R3.3）

3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12か年
中間評価を令和11（2029）年度、最終評価を令和17（2035）年度に実施予定

第2章 第3次計画の評価

評価概要 計画期間内の数値で評価をした13項目

区分	評価	項目数
A	すでに目標値に達した、または計画終了時点で目標値に達すると見込まれる	5
B	計画終了時点で目標値に達する見込みはないものの、ベースライン値と比較して改善傾向にある	4
C	ベースライン値と同程度で、明確な改善傾向も悪化傾向もみられない	2
D	ベースライン値よりも悪化している	2

【成果】

よく噛んで食べることに気をつけている府民の割合
食育に関心を持っている府民の割合

【課題】

地域や職場等の所属コミュニティで共食したい人の共食割合
食育推進に携わるボランティアの増加

第3章 府民の食育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化

食育を通じた持続可能な開発目標（SDGs）への貢献
「新しい生活様式」と社会のデジタル化の進展

2 身体状況

肥満・やせの状況、低栄養傾向者の状況

3 食生活と歯と口の健康

府民の食生活：栄養バランス、野菜、果物、食塩、朝食
歯と口の健康：咀嚼への意識及び咀嚼良好者の状況
食をとりまく環境：保育所・学校等、外食等、共食

4 食の安全安心

食の安全安心に関する情報発信

5 食の生産・流通・消費

大阪府の農業・漁業の状況
農産物に対する理解を深める取組み状況
大阪産（もん）に対する府民のニーズ
食品ロスの発生状況、食文化の継承

第4章 基本的な考え方

第5章 取組みと目標

【基本理念】全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会への輝く健康未来都市・大阪の実現～

【基本目標】食を通じた健康づくり/食を通じた豊かな心の育成/自然に健康になれる持続可能な食環境づくり

【基本方針】健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進/食育を支える社会環境整備（合言葉）野菜バリバリ朝食モリモリ！みんなでつなぐ大阪の食

【基本方針】 健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進

府民の行動目標	具体的な取組み	主な取組みの目標	現状値	目標値
▶健康的な食生活の実践の促進	・家庭での健康的な食生活の実践を促す取組み	・栄養バランスのとれた食生活を実践する府民の割合の増加	49.6%	60%以上
生涯を通じて健やかな生活を送ることができるよう、栄養バランスのとれた食事、朝食や野菜摂取、食塩をとりすぎないこと、よく噛んで食べること、適正体重等の重要性を理解し、習慣的に実践します。	・多様な暮らしに対応した豊かな食体験につながる取組み	・朝食を欠食する府民の割合の減少（20-30歳代）	24.8%	15%以下
	・地域等での共食の推進/子ども食堂への支援/身近な地域で相談できる体制の推進	・野菜摂取量の増加（20歳以上）	256 g	350 g 以上
	・社会の変化に即した新しい食育の推進	・果物摂取量の増加（20歳以上）	91.1 g	200 g
	・自然に健康になれる食環境の整備/デジタル化に対応する食育の推進	・食塩摂取量の減少（20歳以上）	9.7 g	7g未満
	・食品関連事業者等との連携による健康的な食生活の実践を促す取組み	・よく噛んで食べることに気を付けている府民の割合の増加	64.7%	70%以上
	・外食や中食、給食施設における取組み	・小・中学校で栄養教諭等による食に関する指導の1校あたりの年間平均取組回数	88回	130回以上
	・健康づくりに役立つ食品表示の活用を促す取組み	・V.O.S.メニューロゴマーク使用承認件数	791件	2,000件
	・ライフステージに応じた取組み	・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
	・保育所・認定こども園・幼稚園における取組み/小・中学校等における取組み	・地域や職場等の所属コミュニティで「共食」する割合	29.6%	40%以上
	・高等学校等における取組み/大学や職場等における取組み			
	・高齢者の低栄養予防のための取組み			
	・/ライフコースアプローチを踏まえた取組み			
	・歯と口の健康づくりの取組み			
	・災害時に備えた食育の推進			

第4次大阪府食育推進計画案の概要

【基本方針】 健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進				
府民の行動目標	具体的な取組み	取組みの目標	現状値	目標値
▶食の安全安心の取組み 食品の選び方や適切な調理・保管の方法等、食の安全安心に関する基礎的な知識を学び、その知識を踏まえて行動します。	・食の安全安心の情報提供の推進 正確でわかりやすい食の安全安心に関する情報の提供 食に関する社会の動向を踏まえた食品衛生に関する情報の提供 ・食品表示の理解促進 食品表示に関する基礎的知識の普及 ・リスクコミュニケーションの促進 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進	・大阪府食の安全安心メールマガジンの登録者の増加 ・大阪府の食の安全安心関連ホームページのアクセス数の増加	9,012人 110万PV	15,000人以上 120万PV以上
▶生産から消費までを通した食育の推進 生産から消費に至る食の循環を意識し、大阪でとれる農林水産物等を積極的に利用するとともに、食品ロスの削減に主体的に取り組み、地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理、伝統食材等の食文化を次世代に伝えます。	・地産地消の推進 食の生産・流通に関する体験・交流の促進 大阪産農林水産物の利用促進及び消費拡大 大阪産農林水産物を府民が身近に触れられる場の情報発信 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進 ・食品ロスの削減・食文化の継承	・郷土料理等の地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を継承し、伝えている府民の割合の増加	28.6%	30%以上
▶万博を契機とした食育の推進	・新たな食文化の提案 ・持続可能な食を支える食育の推進			
【基本方針】 食育を支える社会環境整備				
府民の行動目標	具体的な取組み	取組みの目標	現状値	目標値
▶多様な主体による食育推進運動の展開	・食育を府民運動とする機運を高める取組み ・「大阪府食育推進強化月間」及び「野菜バリバリ朝食モリモリ推進の日」の取組みの充実 ・市町村食育推進計画の策定促進と施策の推進 ・食に関するボランティア等が行う食育活動への支援	・食育に関心を持っている府民の割合の増加 ・食育推進に携わるボランティアの増加	71.0% 4,753人	75%以上 増加
▶多様な主体が参画したネットワークの強化	・「大阪府食育推進ネットワーク会議」参画団体や民間企業との連携・協働			

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制 オール大阪の推進体制/庁内の推進体制/地域における推進体制
2 進捗管理
3 計画を推進する各主体の役割 府民/大阪府/市町村/保育・教育関係者/職場/保健医療関係団体/食品関連事業者等/生産者/地域組織・ボランティア団体・NPO法人等 大阪府食育推進ネットワーク会議/家庭

■「大阪府自殺対策計画」の概要

1 基本的事項

〈 基本理念 〉

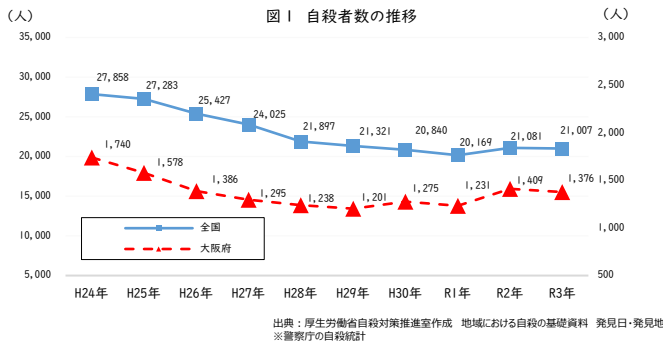
自殺対策基本法第2条に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざして、自殺対策を総合的に推進する。

〈 計画の位置付け 〉 自殺対策基本法第13条第1項に定める「都道府県自殺対策計画」

〈 計画期間 〉 令和5年度～令和10年度（6年間）

2 現状とこれまでの取組

現状



➤自殺者数

- ・減少傾向を維持していたが、令和2年は前年より増加に転じ、令和3年の自殺者数は平成29年より増加。

➤特に20歳未満の自殺が増加

- ・男性：平成24年 15名 ⇒ 令和3年 33名
- ・女性：平成24年 8名 ⇒ 令和3年 22名

➤自殺死亡率（※人口10万人当たりの自殺者数）

- ・低下傾向を維持していたが、令和2年は前年より上昇
- ・平成24年：19.6 → 令和3年：15.6

これまでの取組み

- 大阪府自殺対策基本指針を踏まえ展開してきた、重点的な施策ごとの事業については、107事業中9割以上が目標を達成。
- また、府内各市町村の自殺対策計画の策定については、43市町村すべてが令和3年度までに策定済み。

3 基本的な考え方

自殺対策基本法第13条に基づき、国の自殺総合対策大綱及び府における自殺の現状や大阪府自殺対策基本指針を踏まえたこれまでの取組みなどを勘案し、2つの基本的な認識の下、7つの基本的な方針に沿って、当面、特に集中的に取組まなければならない施策として、11の重点施策を設定する。

基本的な認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する

基本的な方針

1. 生きることの包括的な支援として取組む
2. 府民一人ひとりの問題として取組む
3. 社会的要因を踏まえて取組む
4. 事前対応、危機対応、事後対応ごとに取組む
5. 自殺の実態に基づき継続的に取組む
6. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む
7. 市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する

全体目標

計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する。

【指標：令和9年の自殺死亡率を13.0以下（※）とする】

※：国大綱の数値目標（令和8年：13.0以下）を参考に設定 ※指標は警察庁の自殺統計（発見日・発見地）の数値とする

重点施策

1. 府民のこころの健康づくりを進める
2. 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 社会的な取組みで自殺を防ぐ
4. 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
7. 遺された人の支援を充実する
8. 自殺の状況に関する調査・分析を推進する
9. 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
10. 地域レベルの実践的な取組みを支援する
11. 子ども・若者の自殺対策を推進する【追加】